

円滑化法終了後も貸出条件変更を受けるには

氏名：金原 哲也

1. 円滑化法終了後の今

平成21年12月に施行され、2度の延長を経て平成25年3月に終了したいわゆる中小企業金融円滑化法（以下円滑化法）ですが、金融機関は法律の終了後も現在に至るまで貸出の条件変更に応じているようです。円滑化法の期間中に金融機関から条件変更をしてもらい、それ以降も繰り返し条件変更を受けている企業の社長様は、金融機関の対応が円滑化法終了後も殆ど変わっていないことを実感されていると思います。とてもありがたいことではありますが、なぜ金融機関は法律の終了後も条件変更に応じてくれるのでしょうか。かつて貸し剥がしと言われた彼らが変わったのでしょうか。いえ、金融機関は変わっていません。貸金業である以上、貸した金は返してもらわなければなりませんし、返済条件を変えることはそれだけ貸出金の回収が遅れることに他なりませんから、できればやりたくないはずです。では、何故条件変更に応じてくれるのか。それは、金融庁がそのように金融機関を指導しているからということもありますが、やはり、自分たちが急に円滑化法以前のように条件変更に応じなくなったら倒産してしまう企業が急増してしまうかもしれないと金融機関自身が危惧しているからだと思います。金融機関の収益基盤である中小企業が次々と倒産してしまったら、金融機関も生きてはいけないのです。では、

今後もずっと今の状態が続くのかと言えばそんなはずはありません。円滑化法はまぎれもなく終了したのです。今、金融機関から条件変更をしてもらっている企業の社長様は、次回も必ず条件変更してもらえとは限らないのです。

2. 貸出条件変更を受け続ける方法

ではどうすれば良いのか。答えは簡単です。条件変更した後の返済計画書を金融機関に示し、その返済計画に同意してもらえば良いのです。これが経営改善計画書です。「計画書なら金融機関に提出してあるよ」という社長様、ちょっと待って下さい。貴社はその計画書の通りに業績が改善していますか？もし、計画書を作っていない、または、計画書を作っても実績が計画通り上がっていないということだと次回の条件変更は黄色信号です。すぐに経営改善計画書の作成または修正に取り掛からなければ、いつ条件変更を打ち切られるか分からないというのが実は円滑化法が終了した今の社長様が置かれた状況なのです。では、経営改善計画書とはどうやって作れば良いのか。ここまで読まれて「経営改善計画書を作れと言われても、何をどうすれば良いのか？」と固まってしまう社長様、どうぞご安心ください。これからその具体的方法をご紹介します。その方法とは、「メイン金融機関に相談すること」です。「金融機関が経営改善

計画を作ってくれるの？」「その金融機関から経営改善計画を作るよう言われたのだが・・・。」と思われた社長様もいらっしゃると思います。金融機関は、円滑化の期間中には経営改善計画が無くても「1年以内に作成する見込みがある」場合は実質的に条件変更に応じることができました。円滑化法の終了後、金融機関はこれまでのように実質無条件で条件変更に応じることは難しくなりつつあり、実際に経営改善計画書に沿った条件変更を行うことが必要となっています。そして、金融庁は今年度を「中小企業の経営改善を支援する体制を構築する1年」と位置づけ、これまで以上に中小企業の経営改善計画書の策定支援を積極的に行っていくことを金融機関に求めています。

3. 認定支援機関制度利用のススメ

更に国は金融機関に促すことに止まらず、経営改善計画書の策定支援を行うことそのものに補助金を出しています。これが平成24年8月30日に施行された「中小企業経営力強化支援法」に基づく「認定支援機関精度」です。この内容を詳しく説明すると紙面が足りなくなってしまうので、ここでは割愛させていただきますが、簡単に説明すると企業が経営改善計画書を策定するとき、これを支援する認定支援機関が全国に約2万の機関が認定されており、その認定支援機関が策定を支援した場合には、その費用の3分の2を国が補助するという内容です。これからも金融機関から条件変更を受けていかなければならないとお考えの社長様にとりましては、この制度を使わない手はありません。その理由は主に二つ

あります。一つ目は、これまでに述べた通り費用の補助を受けることができるという点です。例えば、年商1億円未満且つ有利子負債1億円未満の事業者はモニタリングを含め100万円を上限とする計画策定費用に対し3分の2について補助を受けることができます。事業者側の負担は約33万円ということになります。「33万円もかける意味があるのか」といった声が聞こえてきそうですが、33万円で金融機関から条件変更のお墨付きをもらえればお安いものではないでしょうか。二つ目は、これが国の施策によるものなので、金融機関から計画への同意が得やすいということです。もし、社長様ご自身で経営改善計画書を作成した場合、これを金融機関に理解してもらい、返済計画への同意を得ることは至難の業なのです。そもそも、金融機関にとっては社長様の企業のビジネスのことは分からないことばかりですから、社長様がいくら会社の事業を立て直そうという計画を作っても金融機関には理解できません。販管費をいくら削減できるかということしかわかってもらえないのです。そこで、専門家である認定支援機関に経営改善計画書の策定支援をしてもらえば、認定支援機関が事業に関する説明を含めて金融機関にとって分かりやすい経営改善計画書を作る手伝いをしてくれます。

4. 認定支援機関の見つけ方

さて、認定支援機関というが、一体どこに行けば良いのかという疑問が湧いてきます。まず社長様の会社の顧問税理士の先生が認定支援機関でいらっしゃるかどうかご確認ください。認定支援機関になっていらっしゃれば、

先生と一緒に金融機関に相談に行かれることをお勧めします。認定支援機関の約7割を占めるのが税理士ですので、顧問税理士の先生が一番身近な認定支援機関です。また、東京都中小企業診断士協会も認定支援機関となっています。知り合いの中小企業診断士に聞いてみても良いかもしれません。もし、顧問税理士の先生が認定支援機関でなく、他に心当たりの専門家がない場合は、メイン金融機関に相談すればよいのです。というのも金融機関自身が認定支援機関となっているからです。金融機関は認定支援機関として必要な経営改善計画の策定支援を行わなければなりません。それをせずに貸出の条件変更を拒絶することは許されないはずです。実際は、金融機関が自ら認定支援機関として経営改善計画書の策定支援をするケースは少なく、補助金の支払業務を担っている経営改善支援センター等を通じて適任の専門家を紹介する場合があります。何れにせよ、貸出条件変更を受けている事業者にとって、認定支援機関制度は是非とも利用したい制度です。なお、このように良いことばかりの認定支援機関制度ですが、経営改善計画書を作成するのは社長様ご自身であるということだけは肝に銘じておいてください。人任せでは絶対に計画を実行することはできないですし、金融機関も同意してくれません。もともと、そのことも含めて認定支援機関がしっかりと指導・助言してくれるものと思います。

以上